

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 44 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料の納付は父親が行った。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人の両親と同居し、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたとしており、申立人の両親の当該期間の保険料はすべて納付済みであることから、申立人の主張に不自然な点は見られない。

また、申立期間を通じて、申立人及び申立人の両親の仕事や住所などの生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立人の父親が国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から43年3月まで

昭和43年11月ごろ、A区役所で国民年金の加入手続を行った。年度を越えた国民年金保険料については、区役所の窓口では納付できないので、区役所内に当時開設されていた社会保険事務所の出張窓口で現金で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年11月ごろに払い出されたものと推認され、国民年金の加入手続を行った43年11月ごろに国民年金保険料を^{さかのぼ}遡って納付したとする主張に不自然さは無い上、保険料を納付した当時の記憶は具体的かつ鮮明であることから、申立期間のうち、43年11月当時保険料が納付可能な41年10月から43年3月までの保険料については納付していたものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和41年7月から同年9月までの期間については、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年11月時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（12万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年1月26日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月12日から同年11月26日まで
② 昭和60年11月26日から61年1月26日まで

社会保険事務所の記録では、昭和60年11月12日から同月26日までA社に勤務していたことになっているが、実際には61年1月25日まで勤務していた。60年11月、同年12月及び61年1月の給与明細書を保管しているため、60年11月26日から61年1月26日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和60年11月については、控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所の記録とは違っているため、同年11月の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与明細書において確認できる標準報酬月額及び保険料控除額から、申立人の申立期間①の標準報酬月額を12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成2年2月28日に適用事業所ではなくなっていることから、当時の事業主から回答は得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について雇用保険の記録及び申立人が提出した給与明細書の写しにより、申立人がA社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成2年2月28日に適用事業所ではなくなっていることから、当時の事業主から回答は得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得に係る記録を昭和34年10月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月10日から35年10月10日まで

私は、昭和26年9月1日から61年4月1日まで途切れることなくA社に勤務していたが、34年10月から35年9月までの間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

このことについては、昭和34年10月10日にA社本社から同社B支店に転勤したことに起因していると思うが、勤務の継続は無論のこと、厚生年金保険料も給与から控除されていた認識がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した人事記録、申立人の雇用保険の加入記録等により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年10月10日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店が、昭和34年11月24日に社会保険事務所に提出した申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社B支店の保管する被保険者資格取得確認通知書における申立人の資格取得日は、社

会保険庁の記録どおりの昭和 35 年 10 月 10 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、この結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 40 年 12 月までの期間及び 44 年 12 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月から 40 年 12 月まで
: ② 昭和 44 年 12 月から 46 年 3 月まで

申立期間の私の国民年金保険料は、父親が地区の集金人に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、その父親は既に死亡しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 1 月に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間及び地区の集金人には納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間については、申立人の妻も未納となっており、ほかに申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から46年3月まで
申立期間の私の国民年金保険料は、義父が地区の集金人に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、その義父は既に死亡しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間及び地区の集金人には納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間については、申立人の夫も未納となっており、ほかに申立人の義父が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から41年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から41年3月まで
昭和36年12月の婚姻後も実家の母親が国民年金保険料を納付してくれていたが、嫁ぎ先でも義父が保険料を納付していたので、重複して納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年12月の婚姻後も申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付し、嫁ぎ先でも義父が申立期間に係る保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に関与していない上、申立人の母親及び義父は既に死亡していることから、国民年金保険料の重複納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年3月10日に払い出されており、同一町内で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないため、国民年金保険料を重複して納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の母親及び義父が申立期間に係る国民年金保険料を重複納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、時期ははっきりしないが、A 町役場の隣棟の部屋で多分社会保険事務所の職員にまとめて追納した。申立期間を納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納したと主張しているが、申立期間は、保険料の免除期間ではなく未納期間となっており、申立期間の保険料を追納することはできなかつたものと考えられ、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人は免除申請手続きに係る記憶や追納を行った時期、金額等の記憶が曖昧であるため、申立期間に係る保険料の追納状況が不明であり、ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 7 月まで

昭和 36 年 2 月に結婚式を挙げ、夫と同居し始めたころ、町内会長から国民年金保険料を納付するよう言われたので国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、町内会の集金人を通じて、毎月納付していたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろ国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、38 年 8 月に国民年金の任意加入被保険者として払い出されていたことが推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 38 年 8 月の時点では、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことなどから国民年金保険料をさかのぼって納付することもできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの期間及び50年8月から52年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月から49年3月まで
② 昭和50年8月から52年8月まで

申立期間については、A町に住んでおり、自分で同町役場に行き国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は同町役場で納付していた記憶があるが、申立期間が未納、法定免除及び申請免除の期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A町役場で国民年金の加入手続を行い、毎月の国民年金保険料を同町役場で現金で納付していたと主張しているが、申立人の保険料の納付に関する記憶が曖昧であるため、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である上、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、国民年金保険料の免除申請の手続及び保険料の追納も覚えが無いと主張しているが、A町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿に昭和49年度から3年間にわたって申請免除の記載があるとともに、申立期間後に居住しているB町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿に、A町役場で手続した申請免除期間の一部に当たる昭和49年4月から50年7月までの国民年金保険料が58年11月29日に追納された記載があることから、異なる行政機関の間で連続して処理された一連の事務手続に誤りがあつたとは考え難く、申立人の主張には不自然な点が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 3 月に高校を卒業後、A 社 B 営業所に勤務していた。勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人が、A 社に勤務していた事実を確認できる関連資料等を得ることができない上、同社は、「申立期間当時の関係資料が無いため、申立人の申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかどうかは不明である。」と回答している。

さらに、申立人の上司及び同僚について調査を行ったものの、申立人の勤務状況等に関する証言を得ることはできない上、社会保険事務所が保管する B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 25 年 2 月 13 日から 27 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 23 年 2 月 1 日から 27 年 4 月 30 日まで A 社に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について A 社に継続して勤務していたことは、同業者の代表の証言により推認できるものの、社会保険事務所の記録によれば、同社は、昭和 23 年 2 月 1 日から 24 年 2 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 25 年 2 月 13 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間①及び②については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、A 社は平成 2 年 9 月 1 日に閉鎖し、同社の事業主及び事務担当者も既に死亡していることから、申立てに係る事情を聴取することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人を含む全被保険者の資格取得日及び資格喪失日が同日である上、同名簿で確認できる同僚からの証言も得られない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで
昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 8 月 31 日まで A 社に勤めていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る資格取得日が昭和 37 年 11 月 26 日から 47 年 4 月 26 日までの厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

さらに、申立人の同僚について調査を行ったものの、申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

加えて、A 社が加入していた健康保険組合は、申立期間における申立人の記録は確認できないとしており、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。